

令和7年度 横浜市立みなと赤十字病院奨学生募集要項

1. 募集対象校

日本赤十字学園が運営する各看護大学

2. 募集人員と貸与期間

2年生、3年生、4年生で計20名

(貸与期間：2年生は3年間、3年生は2年間、4年生は1年間)

3. 貸与金額と貸与時期

年額60万円

(2・3年生の方は、令和7年10月に60万円、令和8年以降は4月と10月に30万円ずつ支払)

4. 選考方法

(1) 日程 令和7年8月8日(金) ※集合時間等の詳細は受付期間終了後お知らせします

(2) 書類審査、適性検査、面接

(適性検査はwebにて事前に受検していただきます。書類到着後ログインIDを通知しますので、必ずe-mailアドレス(G-mail不可)を記載してください)

5. 応募書類の受付期間 学内の提出締切:6月25日(水)

令和7年7月7日(月)～令和7年7月25日(金)(必着 郵送のみ受付)

※ 学校ごとに取りまとめて受付いたします。応募をご希望の際は学校の学務課にお問い合わせください。

6. 応募書類

(1) 横浜市立みなと赤十字病院 採用試験用 履歴書(A3指定)※¹、奨学生申請書(別紙様式第1号)※²、成績証明書、卒業見込証明書(4年生のみ)、大学で実施した健康診断結果 を上記募集期間内に郵送してください。

※¹ 履歴書は添付のものをコピーして使用するか、QRコードのページ内からダウンロードしてください。

※² 奨学生申請書の様式は、「横浜市立みなと赤十字病院奨学金貸与規程」の中にあります。



(2) 上記受付期間内に、QRコードのページ内のお問い合わせフォームより、「お問い合わせ内容」で「採用試験の申し込み」、6.応募する職種で「看護師奨学生」、7.質問事項等で学校名を記載の上送信してください。(履歴書、お問い合わせフォームは6月頃掲載予定)

(2):学生が各自、7月7日～7月25日の間に送信すること

7. 合否発表

試験実施後、2～3週間の範囲内で、学校並びに本人宛てに個別に郵送します。

8. 奨学金貸与規程

別添「横浜市立みなと赤十字病院奨学金貸与規程」を本人、ご家族で熟読、相談のうえ、応募してください。

9. 職員採用試験

4年生で奨学生採用試験の受験を希望する者は、当院の職員採用試験の内定者であることが条件となります。奨学生採用試験とは別に4～5月実施の職員採用試験を受験してください。

2・3年生の方は奨学生採用後、大学4年次に、改めて職員採用試験を受験いただきます。

【お問い合わせ先】

横浜市立みなと赤十字病院 人材開発課

TEL: 045 - 628 - 6787 (直通) 平日 9:00～17:00

横浜市立みなと赤十字病院奨学金貸与規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、看護教育課程にある学生の修学を支援し、将来看護師として大いに活躍することが期待される、優秀な学生を育成するため必要な奨学金の貸与について定める。

(奨学生の募集対象者)

第2条 現在奨学生でないものであつて次の看護教育課程にある学生のうち、奨学金貸与を希望する者で、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者とする。ただし、(2)の場合は毎年募集の可否を当院の管理者会議で協議し選定することとする。

(1) 日本赤十字学園が運営する看護大学

(2) 神奈川県内看護師養成学校(専門学校・看護大学・看護系学部)

2 前項に定める看護大学の4年生又は専門学校3年生は、当院の職員採用試験を受験し、内定となった者とする。

(対象学年と貸与期間)

第3条 対象学年と貸与期間については、次のとおり定めることとする。

(1) 日本赤十字学園が運営する看護大学の学生については、募集対象を2年生とし貸与期間は3年間とする。ただし募集定員に満たない場合は3年生以上を募集する場合もある。その場合貸与期間は、3年生は貸与期間2年間、4年生は貸与期間1年間とする。

(2) 前条の(2)について、専門学校については募集対象を3年生とし貸与期間は1年間、大学については募集対象を3年生とし貸与期間は2年間とする。

(奨学金貸与額)

第4条 病院長は、奨学生に対し奨学金として年間600,000円を貸与する。

ただし、日本赤十字看護大学さいたま看護学部在籍する奨学生に対する奨学金は、年間400,000円を貸与する。

2 奨学金は原則4月末、10月末に、それぞれ前項に定める金額を半額ずつ送金する。ただし、奨学生として採用された初年度は、10月末に全額を送金する。

(募集人数)

第5条 毎年募集人数については、次の定数の範囲内で募集する。

(1) 日本赤十字学園が運営する看護学生については全体で原則、40人とする。

(2) 神奈川県内の看護師養成学校については全体で原則、6人とする。

2 日本赤十字看護大学(さいたま看護学部を含む)の奨学生の内、全学年合わせて12人分の一部については、看護師養成委託事業における神奈川県支部繰出金の助成対象とする。

(奨学金の申請手続)

第6条 奨学金の申請手続については、横浜市立みなと赤十字病院に別紙様式第1号による奨学生申請書、履歴書、成績証明書、大学で実施した健康診断結果を添付のうえ、奨学生採用試験に先立ち提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 奨学金の貸与を受けるもの（以下「奨学生」という。）は、病院長が決定し別紙様式第2号により奨学金貸与決定通知書を発行する。

- 2 奨学生は奨学金貸与決定通知書を受理した日から、2週間以内に別紙様式第3号による奨学生誓約書、別紙様式第5号による奨学金振込依頼書を提出しなければならない。

(奨学金の返金)

第8条 奨学生は貸与された奨学金を、卒業後返金するものとする。

- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を打ち切り又は停止し、貸与された奨学金をその事実が発生した日から3か月以内に全額返金するものとする。
 - (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - (2) 自己の都合または病気等により退学したとき。
 - (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
 - (4) 前年度までの学業成績の結果、成績不良と認められたとき。
 - (5) 学業途中において、奨学生として適性を欠いたとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) 当院看護師採用試験の結果、不合格となったとき。
 - (8) 貸与決定後の修業年間で看護師受験資格の取得ができないとき。
 - (9) 卒業当年に看護師資格の取得ができないとき。
- 3 前項の規定により、奨学生の辞退や返金をしようとする者は、別紙様式第4号による奨学生辞退・奨学金返金届を提出するものとする。

(奨学金の返金にかかる取り扱い)

第9条 卒業後直ちに看護師の資格を取得し、当院で一定期間以上就業した場合、返金にかかる取り扱いについては、次のとおり定めることとする。

- 2 別表1で定めた貸与期間の1.5倍の期間（以下「償還年限」という。）以上良好に就業（休業、休職および欠勤（以下「休業等」という。）期間は除く）したときは、病院長は返金を全額免除することができる。
- 3 当院に就業してから1年未満で退職したときは、貸与された奨学金をその事実が発生した日から3か月以内に、前条3の手続を経て全額返金するものとする。

ただし、看護師として別表2で定めた期間、当院で就業した場合は、病院長は返金を一部免除できるものとする。

なお、年度途中で退職する場合の半年未満の就業期間は免除対象とはしないことと

し、返金金額を計算する際は半年を 0.5 と表す。

- 4 償還年限内に休業等をした場合、その開始日から償還年限終了までの所定労働日数分を、復職日から就業するものとする。復職日が償還年限終了日より前の場合は、償還年限終了日から当該休業等をした期間の所定労働日数分を、延長して就業するものとする。
- 5 償還年限内（前項により延長した償還年限期間も含む）に短時間勤務をした場合、短時間勤務の開始日から償還年限終了までの所定労働日数に満たない所定労働時間分を、延長して就業するものとする。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

（別表 1）【償還年限】

貸与開始学年	償還年限（貸与期間の 1.5 倍の期間）
2 年生	4 年半の期間
3 年生	3 年間
4 年生	1 年半の期間

（別表 2）【返金金額の算定方法】

$$\frac{\text{貸与を受けた奨学金の総額}}{\text{償還年限}} \times (\text{償還年限} - \text{当院就業期間})$$

なお、小数点以下の端数は切り上げて算定する。

（別表 3）【返金金額の一覧（日本赤十字看護大学さいたま看護学部を除く）】

2 年生で貸与を開始した場合

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び 1 年未満の時	0 円	1,800,000 円
1 年以上 1 年半未満	400,000 円	1,400,000 円
1 年半以上 2 年未満	600,000 円	1,200,000 円
2 年以上 2 年半未満	800,000 円	1,000,000 円
2 年半以上 3 年未満	1,000,000 円	800,000 円
3 年以上 3 年半未満	1,200,000 円	600,000 円
3 年半以上 4 年未満	1,400,000 円	400,000 円
4 年以上 4 年半未満	1,600,000 円	200,000 円

4年半以上	1,800,000 円	-
-------	-------------	---

3年生で貸与を開始した場合

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び1年未満の時	0 円	1,200,000 円
1年以上1年半未満	400,000 円	800,000 円
1年半以上2年未満	600,000 円	600,000 円
2年以上2年半未満	800,000 円	400,000 円
2年半以上3年未満	1,000,000 円	200,000 円
3年以上	1,200,000 円	-

4年生で貸与を開始した場合（専門学校3年生も下記と同様）

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び1年未満の時	0 円	600,000 円
1年以上1年半未満	400,000 円	200,000 円
1年半以上	600,000 円	-

（別表4）【返金金額の一覧（日本赤十字看護大学さいたま看護学部）】

2年生で貸与を開始した場合

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び1年未満の時	0 円	1,200,000 円
1年以上1年半未満	260,000 円	940,000 円
1年半以上2年未満	400,000 円	800,000 円
2年以上2年半未満	530,000 円	670,000 円
2年半以上3年未満	660,000 円	540,000 円
3年以上3年半未満	800,000 円	400,000 円
3年半以上4年未満	930,000 円	270,000 円
4年以上4年半未満	106,000 円	140,000 円
4年半以上	1,200,000 円	-

3年生で貸与を開始した場合

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び1年未満の時	0 円	800,000 円
1年以上1年半未満	260,000 円	540,000 円
1年半以上2年未満	400,000 円	400,000 円

2年以上2年半未満	530,000 円	270,000 円
2年半以上3年未満	660,000 円	140,000 円
3年以上	800,000 円	-

4年生で貸与を開始した場合

当院就業期間	免除額	返金金額
大学卒業後当院に就業しなかった時 及び1年未満の時	0 円	400,000 円
1年以上1年半未満	260,000 円	140,000 円
1年半以上	400,000 円	-

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 17 年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 19 年度採用決定者から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 26 年度採用決定者から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

2 この規程は、平成 31 年度採用決定者から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、令和 6 年度採用決定者から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程は、令和 7 年度採用決定者から適用する。